

バス停留所等に設置される上屋に対する広告物の添加に係る道路占用の取扱いについて

国土交通省 道路局 路政課 道路利用調整室

Q 道路上に広告を設置することはできますか。

A 地域において行っている公共的な取組みには、道路利用者の利便性向上等に資するものがあります。こういった取組みに必要な費用の一部に充当する為、広告物を設置したいというニーズがあり、一部物件に対して広告物を設置できるようにしています。

Q どのような場合に設置することが可能ですか。

A 道路の清掃や美化活動、街灯、ベンチ、上屋等の整備または維持管理、防災・観光情報等の公共的な情報の発信など、道路利用者の利便性の向上、地域の活性化や賑わいの創出等に寄与する活動を行う場合に設置できるようにしています。

※地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用の取扱いについて（平成 20 年 3 月 25 日付け国道利第 22 号国土交通省道路局長通知）

Q 広告を設置できる物件は決まっていますか。

A 街灯、ベンチ、バス停留所に設置される上屋、公共サイン、路上変圧器などがあり、最近ではデジタル技術を活用したスマートごみ箱などにも広告物を添加できるようになりました。

※地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用の取扱いについて（平成 20 年 3 月 25 日付け国道利第 24 号国土交通省道路局路政課長通知）

Q 今回は、このうちバス停留所等に設置される上屋へ添加する広告について教えてください。なぜ、広告を添加してもいいのですか。

A 公共交通機関を利用する市民の日常生活における利便性の向上や高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化、公共交通機関利用者等の待合い時における快適性の向上など待合施設として多様な機能が期待される上屋が整備されていくことが望ましく、バス停留所等における上屋の整備の促進及び適切な維持管理に資するものとするため、広告を添加することができます。

Q 広告を添加する際の条件はあるのですか。

A 前出の通知において①広告料収入の充当対象、②広告物の形態、③設置場所、構造等の標準的な取扱いを作成し、お示ししています。

Q 広告料はどのようなものに充当していいのですか。

A バス停留所等に設置される上屋及びこれに付随するベンチの整備又は維持管理に要する費用へ充当で

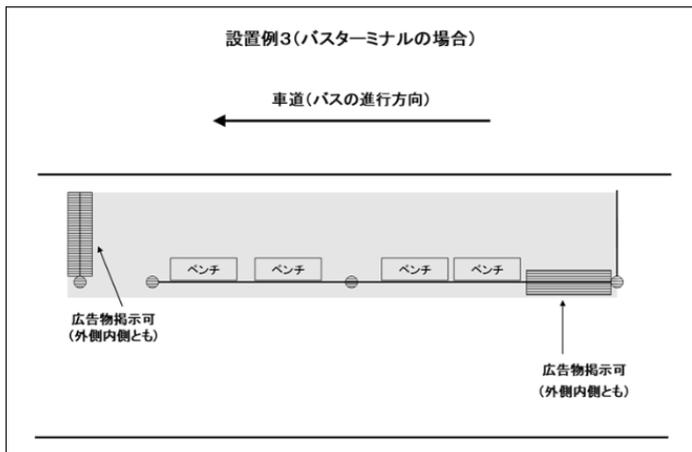
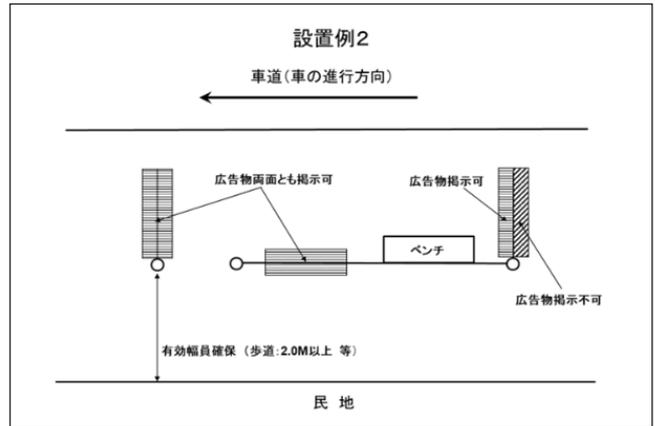
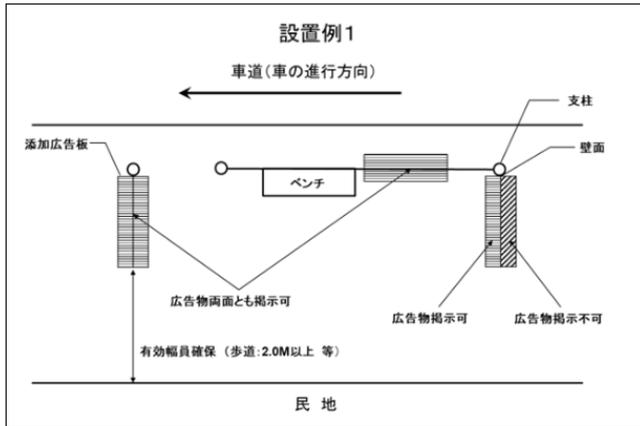
きます。

Q 広告物の形態はどのようなものですか。

A 上屋に添加する広告板であり、ディスプレイなどで映像が表示されるデジタルサイネージも設置できます。

Q 広告板の設置場所はどこでもいいのですか。

A 添加する広告板の設置場所は上屋の壁面とし、添加する広告板が車両の運転者に影響を及ぼすことがないように、車道から上屋に正対して左側の壁面以外に設置できます（設置例参照）。



Q 広告の表示面数の決まりはありますか。

A 表示面数の決まりはありません。

Q 広告板の大きさに決まりはありますか。

A 上屋の幅、高さの範囲内であれば設置できます。上屋の範囲内としている理由は、広告のための壁面ではなく、壁面を活用した広告であるため、自然と壁面の範囲内となるためです。また、当該広告板を用いて掲示する広告物の表示面積は1面につき2㎡以内となっております。

Q 広告板の構造に決まりはありますか。

A 添加する広告板上屋は一体的な構造とする必要があります。また、歩行者等が広告板を注視することで路上に滞留することや、車両の運転者が注視することで運転や速度に影響を及ぼすなど交通に支障

を生じさせないようにしなければなりません。さらに、広告板の材質・形状は反射材料式ではなく、風雨、地震等に耐えるもので、倒壊、落下等により歩行者等に危険を与えるおそれのないよう配慮しなければなりません。

Q 広告板設置に併せて取るべき安全対策はありますか。

A 広告板の設置によって死角となった部分からの車道への飛び出し事故や自転車等とバス乗降客との出会い頭の接触事故を防止するための安全策を講じる必要があります。また、車道側の壁面に広告板を設置する場合には、開口部と広告板との間の壁面を透明にするなど安全を確保する必要があります。

Q デジタルサイネージを活用するメリットは例えばどういうことがあるのでしょうか。

A 表示内容を瞬時に変えることができるようになるので、広告の印刷代や貼り替えにかかる手間といったコスト削減ができます。また、リアルタイムでの情報発信ができるようになるので、災害発生時には災害情報や避難場所を表示したりすることなどができるようになります。

Q 広告物の掲示内容について決まりはありますか。

A 公序良俗に反する内容については禁止されております。

Q 広告板の照度に決まりはありますか。

A 広告板をデジタルサイネージとする場合、照明の方法や明るさにより運転者の視線を誘導することや視野を妨げないよう配慮する必要があります。

Q バス停留所以外にも類似の施設でも広告板の設置は可能ですか。

A バス停留所以外にもタクシーやコミュニティバスなどの待合施設の上屋に対しても設置は可能です。

今度は ICT を活用したスマートごみ箱について教えてください。